

医療的ケア児等の災害時における支援の検討について

1. はじめに

- ▶ これまで、本検討会議において、医療的ケア児等の災害時における支援について、様々なご意見をいただいたところ

主な意見

- ・ 災害発生直後にすべきことと、平時に準備しておくこと等を示した簡潔なマニュアル等を作成してほしい。
- ・ 医療的ケア児の個別避難計画の作成促進の方策について、検討してほしい。
- ・ 医療的ケア児の避難に際しては、人工呼吸器の電源やスペースの確保が必要となるため、それらに対応した避難所の確保や直接避難の仕組みづくりが必要である。

医療的ケア児等が災害時に必要となる支援の検討を進める

2. 取組の検討案について

各担当で実施している取組や区役所及び危機管理室へのヒアリングにより見えてきた課題等を踏まえ、今後以下の取組を推進する

(1) 医療的ケア児及び家族に対する情報発信

医療的ケア児等が災害時に必要となる情報が入手しにくい

情報を集約・整理のうえ一元的に情報発信を行い、防災意識の向上を図り災害時の備えを促す

〔取組案〕

- 災害関連情報を掲載するホームページの作成

医療的ケア児が平時及び災害時に必要となる情報（避難に必要な物品・ハザードマップ等）をとりまとめ、本市ホームページ「医療的ケアが必要なこども等への支援」に掲載し、一元的に情報発信を行う

(2) 医療的ケア児の災害時の避難にかかる課題の把握

医療依存度が高い医療的ケア児の避難は緊急性及び個別性が高く、個々の状況に応じた支援が必要

医療的ケア児の避難にかかる課題（不足する支援・資源等）を把握する

〔取組案〕

● 避難にかかる課題の洗い出し

区役所あて医療的ケア児の避難にかかる課題について以下の観点で照会を実施し、課題を洗い出す

- ・個別避難計画の作成を通じて見えてきた医療的ケア児の避難の際に不足する支援や資源
- ・個別避難計画が作成されていないケースにおいて障壁となっている事由

課題整理のうえ、関係所属が連携し役割分担のうえ具体的な取組の検討を進める

(参考 1) 大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）概要

計画の目的

- 大規模な災害が発生した場合、消防や警察等による支援体制（公助）が整うまでには一定の時間を要するうえ人的体制を含めて対応能力等に限界がある。
- 医療的ケア児やその家族による「自助」、隣人等の地域で備え助け合う「共助」を基本とし、それらに加えて公的機関による「公助」の三位一体の活動が必要である。
- 自助、共助、公助の各役割分担を踏まえつつ、相互の連携と支援のあり方を明確にすることで、災害時に支援を要する方々の安全な避難とその後の円滑な復旧に資することを目的とする。

自助・共助・公助の各役割分担

	自助	共助	公助
平常時	- 災害発生時の状況想定 - 自己の安全確保の準備	- 個別避難計画の作成、管理 - 避難行動要支援者支援計画の作成	- 自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援活動の促進 - 避難行動要支援者情報の把握、管理
災害時	避難行動の確保	- 避難行動要支援者の避難支援 - 災害時避難所での支援	- 災害、避難情報の提供 ・被害状況の把握 - 専門的かつ緊急性を要する事態への対応

(参考 2) 医療的ケア児と避難行動要支援者との関係性について

☆ 避難行動要支援者とは

災害対策基本法で規定される要配慮者(※)のうち、
自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

(※) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者

☆ 大阪市避難行動要支援者名簿作成基準 (大阪市避難行動要支援者避難支援計画 (全体) 別紙 5 より抜粋)

- ①要介護認定で要介護3以上 ②要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上
③重度障がい（身体障がい1・2級、知的障がいA、精神障がい1級） ④視覚障がい・聴覚障がい3・4級 ⑤音声・言語機能障がい3級
⑥肢体不自由（下肢・体幹機能障がい3級） ⑦人工呼吸器装着者等、医療機器等への依存が高い難病患者

- ▶ 令和5年4月時点で、関係各局が所管する各種事業等を通じて把握している医療的ケア児297人のうち、
284人（全体の95.6%）が避難行動要支援者名簿作成基準に該当

区分	名簿作成基準	該当する医療的ケア児数
難病患者	・ 人工呼吸器装着者等、医療機器等への依存が高い者 （近隣の支援のみでは避難が難しい者）	203人
障がい者	・ 重度障がい者（身体障がい者1・2級／知的障がい者A／精神障がい者1級） ・ 視覚障がい・聴覚障がい3・4級 ・ 音声・言語機能障がい3級 ・ 肢体不自由（下肢・体幹機能障がい）3級	81人

【合計】 284人

（参考 3） 現行の平常時・災害時における医療的ケア児等への主な取組

【平常時】

担当	主な取組
各区保健福祉センター	▶ 難病患者・小児慢性特定疾病児等を対象とした人工呼吸器等の医療依存度の高い方へ、療養支援の一環として、本人・家族・関係機関と話し合い、災害に備えた準備、関係機関の連絡先等をまとめた「災害時の備え」を作成
健康局保健所管理課	▶ 小児慢性特定疾病病児等療養相談会において災害時の備えに関する啓発を実施 ▶ 難病患者・小児慢性特定疾病児等を対象としたプラグインハイブリッド車による非常用電源確保事業の整備（登録受付・各区との調整）
こども青少年局保育所運営課	▶ 保護者や主治医等と避難先や避難方法等の確認 ▶ 公立保育所：食料・水・医療物品等の備蓄、非常用電源の配備に向け物品を調達中 ▶ 民間園：R6より災害対策物品購入を目的とした補助金を創設し、物品を配備
こども青少年局青少年課	▶ 各放課後児童クラブ等で安全計画を策定し、避難訓練を実施
教育委員会事務局	▶ 各学校園で災害対応マニュアルを作成し、避難訓練を実施

【災害時】

担当	主な取組
各区役所	▶ 安否確認 ▶ 在宅療養患者への支援 ▶ 避難所避難患者への支援
健康局保健所管理課	▶ 難病患者・小児慢性特定疾病児等を対象としたプラグインハイブリッド車による非常用電源確保事業
こども青少年局保育所運営課	▶ 保護者や主治医と確認した避難先や避難方法に基づく避難誘導の実施
こども青少年局青少年課	▶ 各放課後児童クラブ等で避難訓練の手順に従い避難誘導を実施
教育委員会事務局	▶ 各学校園の災害対応マニュアルに基づく避難誘導の実施